

環境関係の補助事業をご活用ください

【合併浄化槽設置整備事業補助金】

個人の住宅で合併処理浄化槽を設置する場合

川の水が汚れる主な原因は、家庭からの生活排水と言われています。合併処理浄化槽は、家庭からの生活雑排水をきれいにして排出する施設です。

区 分	補助限度額	
新築設置の場合	5人槽	166,000円
	6～7人槽	207,000円
	8～10人槽	274,000円
単独槽、汲取り便槽から 転換の場合	5人槽	532,000円
	6～7人槽	614,000円
	8～10人槽	748,000円
(増額) 単独処理浄化槽の撤去工事費※1	120,000円	
(新) 単独処理浄化槽から浄化槽への転換による宅内配管工事費	300,000円	
(新) 汲み取り便槽から浄化槽への転換による宅内配管工事費※2	50,000円	

※1 単独処理浄化槽の撤去工事費補助金の120,000円は令和2年度までです。令和3年度からは90,000円になります。

※2 汲取り便槽から浄化槽への転換による宅内配管工事費補助金は令和2年度までです。

【生ごみ処理容器設置事業補助金】

家庭で生ごみを堆肥化する容器

家庭から出る燃やすごみの約半分は「生ごみ」と言われています。生ごみの排出量の減少と堆肥としての再利用が出来るので、化学肥料を使う量が減ります。

対象となる容器	補助額	基数
地上設置型 コンポスト	購入費の1/2以内 最高限度額：3,000円	2基 以内
電気使用型 生ごみ処理機	購入費の1/2以内 最高限度額：30,000円	1基

【ごみステーション設置事業補助金】

地域でごみ集積所の整備を行う場合
ごみ集積所の散乱防止に効果的です。

対象となるもの	補助額	
カラスネット	購入費の1/2以内 最高限度額：2,000円	
収集箱	既製品	購入費の1/4以内 最高限度額：20,000円
	業者製作	製作費の1/4以内 最高限度額：20,000円
	自主製作	材料費の1/2以内 最高限度額：10,000円

町税・使用料・給食費などの納付には便利な口座振替を利用しませんか？

口座振替を利用すると、納め忘れがなくなり、金融機関に行く手間もはぶけます。

◆申し込み方法は？

役場や町内の金融機関に備え付けの、「玖珠町税・使用料等口座振替依頼書」にご記入のうえ、申し込まれる口座の金融機関の窓口へ提出してください（開始には、申し込みから1～2か月程度かかります）。

◆口座振替を利用できる町税・使用料などは？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料、水道使用料、学校給食費

◆利用できる金融機関は？

大分銀行、豊和銀行、大分県信用組合、日田信用金庫、玖珠九重農業協同組合、九州労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）の本・支店

お問い合わせ先 税務課 納税班 ☎(72) 1114 (下記以外の税・料)
建設水道課 水道班 (水道) ☎(72) 7162 (水道料)
建設水道課 管理班 (住宅) ☎(72) 7163 (町営住宅使用料など)
学校給食センター ☎(72) 0919 (学校給食費)

◆振替日は？

月末（12月は27日）が振替日です。ただし、当日が土・日曜日、祝日などの場合は、翌営業日です。

※月ごとの振替金額の通知は行っていません。第1期目などに送られてくる通知書で納期ごとの金額を確認してください。

※振替えた分の領収証などの送付は行っていません。振替日以降に通帳を記帳して、確認してください（軽自動車税は車検用納税証明書を6月に送付します）。

※振替えができなかった時の再振替は行っていません。後日、送られてくる納付書で納付をお願いします。